

# 健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の決算状況を算定した結果、比率は次のとおりとなりました。

## 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.3	—
15.00	20.00	25.0	350.0
20.00	30.00	35.0	

※上段：赤井川村の比率 中段：早期健全化基準 下段：財政再生基準

- 注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。  
2 連結実質赤字比率は、資金剰余が黒字であることから算定されない。  
3 将来負担比率は、充当可能財源より少ないことから算定されない。

## 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	備考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0%
下水道事業特別会計	—	

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余が黒字であることから算定されない。

## □用語の説明

### ■実質赤字比率、連結実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等での赤字の有無と、その標準財政規模に対する割合を表します。

連結実質赤字比率は、特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の合計の標準財政規模に対する割合を表します。

これらの比率は、財政状況の悪化の度合いを表し、プラス表示は赤字、マイナス表示は黒字を表します。

### ■実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金の元利償還金及びこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する割合です。3か年の平均値で表します。

すなわち、借入金等の償還額及びこれに準ずる償還金の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。

数値が小さければ借入金が少ないことを示しています。

### ■将来負担比率

一般会計等が、将来において返済や支払いが必要となる金額(実質的な負債)の標準財政規模に対する割合です。

将来、村の財政を圧迫する可能性の度合いを表したもので、プラス表示は財政圧迫の要因を表し、マイナス表示は将来負担が少ないことを表しています。

### ■資金不足比率

公営企業会計ごとの赤字(資金不足)額の有無と、事業規模(事業収入)に対する割合を表します。

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状態の悪化の度合いを示すものです。マイナスは資金不足がないこと、プラスは資金不足があることを示します。